

陳 情 第 23 号	令 6. 10. 29 受 理
<p>(件 名)</p> <p>メールやLINEなどによる請願書等の受付を求めることについて</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>私たちは、鹿児島市民として、鹿児島市議会が広く市民の意見に耳を傾けられるよう、メールやLINEなどによる請願書等の受付を実現すべきと強く求める。</p> <p>現在、鹿児島市議会では、市民からの請願・陳情・要望書については、書面を市議会事務局へ持参する提出方法に限っている。</p> <p>このような意見提出に係る障壁は、毎日の生活に忙しい市民や身体が不自由な市民等が議会に対して意見することを阻むものであり、「わたしの提言」がメールで送付できることから何ら合理的な理由はないものとする。</p> <p>「市民以外からの意見が集まると事務作業が増えるおそれがある」等の理由はあるかもしれないが、本市をよくするための意見は多ければ多いほどよいはずである。</p> <p>請願・陳情・要望書を提出しやすくすることは市民の政治参加を促し、「市民に開かれた議会」の実現のために非常に有効であるとする。</p> <p>については、鹿児島市議会が市民の信頼を損なうことのないよう、また、「市民に開かれた議会」及び「市民の議会への信頼回復」を実現するため、メールやLINE、専用フォームなどによる請願・陳情・要望書の受付について早急に対応いただくよう陳情する。</p>	